

「土地所有者等の2/3以上の同意」の考え方

1. 土地所有者等の権利者について

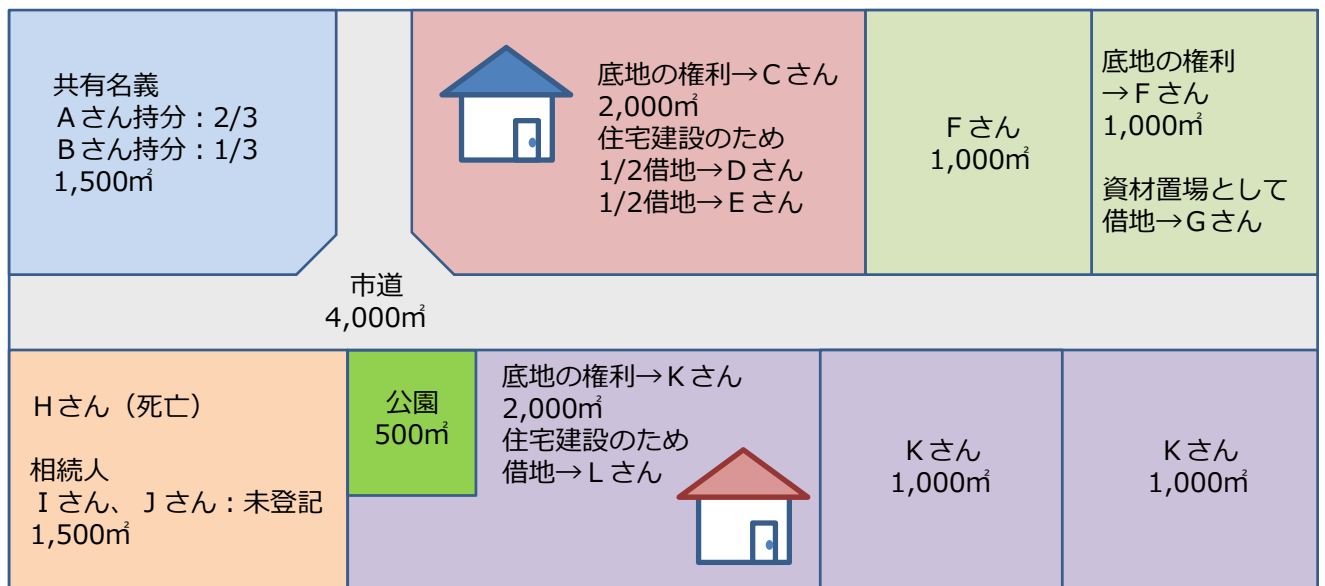
土地の所有者と借地権を有する者がそれぞれ同意者としての権利を有することとなります。したがって、土地の所有者と借地権者の合計者数に対する同意者数の割合が2/3以上であることが必要です。

なお、共有者又は共同借地権者で構成される土地の場合は、それぞれの持分に応じて按分して算出します。持分割合が不明の場合は等分とします。

2. 面積について

所有者の地積と借地権者の地積の合計を総地積とします。したがって、総地積に対する同意者である所有者の地積と借地権者の地積の合計の割合が2/3以上であることが必要です。

なお、共有者又は共同借地権者で構成される土地の場合は、それぞれの持分に応じて按分して算出します。持分割合が不明の場合は等分とします。



土地所有者等の考え方

Aさん→2/3人	Gさん→ 0人
Bさん→1/3人	Hさん→ 0人
Cさん→ 1人	Iさん→1/2人
Dさん→1/2人	Jさん→1/2人
Eさん→1/2人	Kさん→ 1人
Fさん→ 1人	Lさん→ 1人
市 道→ 0人	公 園→ 0人

権利者数計 7人

土地の地積の考え方

Aさん→1,000㎡	Gさん→ 0㎡
Bさん→ 500㎡	Hさん→ 0㎡
Cさん→2,000㎡	Iさん→ 750㎡
Dさん→1,000㎡	Jさん→ 750㎡
Eさん→1,000㎡	Kさん→4,000㎡
Fさん→2,000㎡	Lさん→2,000㎡
市 道→ 0㎡	公 園→ 0㎡

総地積 15,000㎡